

第11期第7回神奈川県男女共同参画審議会 意見の概要と対応について

項目	No	御意見の内容	御意見を踏まえた対応の概要
対象者	1	「女性等」と「女性」などの表記について、「等」を入れる理由、入れない理由など、整合性は取るべき。誰が対象でどういった時には「女性等」、「女性」の表記になるのか、計画内ではっきり示されると分かりやすい。	わかりやすさを踏まえ、本計画における施策の対象者については、冒頭に説明を記載しました。また、性的マイノリティの方への配慮については、「第4章3」に記載しました。
	2	女性等の「等」のところに、セクシャルマイノリティの方たちも対象という認識でよいか。	
基本目標	3	基本目標に「女性等」とあるが、女性だけではなく、LGBTQやジェンダー不平等な社会の中で被害を受ける人たちといった文言をどこかに加えてはどうか。	御意見を踏まえ、記載ぶりを検討します。
	4	目指す社会の姿はいつまでを目指すのか。仮に5年後を目指すということであれば、もっと具体的な内容に変える必要があるのではないか。	目指す社会の姿については、定量的な目標設定が困難なため、到達年次を設定していません。一方で、本計画の進捗状況を図る具体的な成果目標については、検討してまいります。
	5	基本目標に「自分らしく」とあるが「自立して」がよいのではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。
	6	数値目標について、進捗状況を評価する、フォローアップをするという視点、フォローアップのしやすさの観点から、どういう数値目標が最もふさわしいか検討すべき。	数値目標については、フォローアップしやすさ、評価のしやすさの観点から、検討中です。
基本理念	7	「Ⅲ 人権の尊重」の中にジェンダー平等社会が入っているが、ジェンダー主流化を推進する部署なので、もう少しジェンダー平等または男女平等という言葉を目立つ柱に据えてたらどうか。	御意見を踏まえ、修正しました。
	8	ジェンダー構造ないし、不平等なジェンダー構造が、困難な女性やDVの環境をつくり出している原因と記載していただきたい。それがないと、そういう状態に陥ったのは個人の責任だという解釈になりがち。原因は本人ではなく、構造的な問題で、だからこそ女性であるという視点。施策の方向性ないし理念に関わる場所なので、検討していただきたい	御意見を踏まえ、記載ぶりを検討します。
	9	理念の記載は、一般的に基本方針に近いと感じたので、理念という言葉はどういった意味で用いられているのか。	かながわ男女共同参画プランの構成、言葉の使い方を併せ、「本計画に記載した施策を推進していくうえで基盤となる考え方」という意味で「理念」という言葉を用いています。
	10	基本理念Ⅰでは「困難な状況に置かれた方」とあるが、法律の文言と異なる。「多様化したニーズに応じて、多様な支援を実施すること」というよりは、「当事者の意思を尊重しながら、最適な支援を実施する」と記載したらよいのではないか。	御意見を踏まえ、記載ぶりを検討します。
	11	「早期発見、相談、一時保護、自立支援まで」は「Ⅱ 様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援」に入れて、「様々な機関と幅広く連携・協働しながら、早期発見、相談、一時保護、自立支援まで切れ目のない支援を実施すること」にしたらどうか。	御意見を踏まえ、修正しました。
	12	「Ⅲ人権の尊重」に後段に「特に配偶者からの暴力は」と記載が続いているが。この表現を柱の中に入れる必要があるのか、突出して記載する必要はないのではないか。	御意見を踏まえ、「基本理念」には記載しないこととしました。
体制	13	連携を推進するなら、仕組み化して明記したほうがよいのではないか。	連携体制の仕組み化については、支援調整会議において各関係機関との役割と責任、支援情報の共有、具体事例の検討、振り返り等を実施し、各機関との連携体制を仕組み化してまいります。
	14	新計画では、どのような役割のもと、組織的に対応していくか明確すべきではないか。	御意見を踏まえ、「第4章6」にそれぞれの機関の役割を明記しました。
	15	切れ目のない支援のために、DVの場合は急性期の保護施設や安全確保、それからその中間、ステップハウスのような中間的な存在、そのあと自立に向かっていくという全体の流れの中で、どういう人がどういう形で関わっていくのか、県民にも全体像を示す必要があるのではないか。	DV被害者支援の詳細については加害者追及の可能性があることから、特に慎重に情報管理した上で、運用をしています。 DV被害者支援に係る各機関の関わり方など詳細を記載することはできませんが、一般的な大きな流れとして、「第4章5」に記載しました。
	16	女性相談員の待遇や資格含めて位置付けについても掲載できないか。	女性相談員の待遇や採用における資格要件については人事事項となるため、本計画には記載することが困難ですが、位置付け・役割については、「第4章6（2）イ」に記載しました。
	17	アウトリーチや同行訪問も含め、ケースワークが必要な場面が増えていく状況があり、ケースワーク体制を新計画の中でどの程度言及していくか。	支援調整会議の個別ケース検討会議を想定していますが、具体的な体制については、引き続き検討してまいります。
	18	三機関の量と質の面での強化と民間団体への支援という部分を柱に、予算、人員面で、強力な対策をしてほしい。	来年度の法施行に向けて、検討してまいります。

第11期第7回神奈川県男女共同参画審議会 意見の概要と対応について

項目	No	御意見の内容	御意見を踏まえた対応の概要
個別施策	19	一時保護の利用件数について、件数自体が減ってきているとあるが、本当はもっとニーズがあるのではないかと。一時保護の在り方が、ニーズにうまく合っていないのではないかと。	計画を構成する個別施策の手法等に係る御意見については、それぞれの事業実施にあたり参考とさせていただきます。
	20	一時保護においては携帯電話の利用制限など、さまざまな制約が施設利用のハードルとなっていることから、利用者の状況に応じ、社会とのつながりを持った中間的な保護施設が必要。そうした中間施設的な支援を計画の中に記載してはどうか。	
	21	かながわDV防止・被害者支援プランについての進捗状況を評価を活用すべき。性的マイノリティの配慮が十分行われていないとか、広報ツールが昔ながらの印刷物等が多いが、もう少しSNS、特に動画を活用したらよいのではないかと媒体についての意見があった。	
	22	身体的暴力だけでなく、自由等に対する脅迫、言葉による暴力も含まれる。事前防止策のひとつとして、若年者に対するデートDVの啓蒙が大事。SNS時代なので若者に啓蒙していくことが、事前防止策としては必要ではないかと。	
	23	民間団体への補助について、補助金だけでなく、公的な助成以外の情報を県が把握して、民間団体に積極的に提供して、民間団体と連携して活動するだけでなく、情報提供という形で支援するようなことも是非やっていただきたい。資金分配団体とか中間支援団体との橋渡しを県がするのも民間団体の運営補助になる。	
	24	人件費の問題や複数年度にどう対応していくかということも考慮しながら、補助規定を検討してほしい。	
	25	加害者にも更生していただきたく加害者更生プログラムみたいなものを中長期なものとして入れるるとよいのではないかと。	
	26	一時保護された後の中長期の生活ができる受け皿が少なく選択肢が乏しい。そこをどう強化できるかを検討すべき。	
	27	一時保護が必要ではないが、婦人保護施設入所に至る方もいる。中長期の受け皿と婦人保護施設、自立援助ホーム等、その他活用できる資源にどのようなものがあるかも検討が必要。	
	28	「幸せな家庭を築くために必要なもの」と記載があるが、困難を抱えた女性やDVの被害者を守るためにあって、幸せな家庭を築くためだけにあるものではない。だから全ての方に当てはまるもの、そういった狭めない書き方をしたらどうか。	
全体	29	「2 個別分野ごとの現状」に、高齢女性や、孤独といったその辺りの分野に対する記載が少ない。個別の分野の内容を記載するのならば、ひとり暮らしの女性も多く、そういう人たちがどんな困難を抱えているのかと関わってくるので、孤独の問題を含めて検討してほしい。	ご指摘の高齢女性の抱える困難や、孤独等についての記載ぶりについて、検討してまいります。
	30	守秘義務は携わっている全ての方に課されるべき義務とと思っているので、わざわざ協議会について守秘義務を書くのであれば全員について課されるべき義務と記載したほうがよいのではないかと。	支援調整会議の構成メンバーにおいては、女性支援法において、守秘義務が課されています。また、「第4章 8 施策の方向15」適切な情報管理として記載しました。